

2015年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 C E S

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっています。

（2）固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は定率法によっています。

（3）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 事業別損益の状況

別紙参照

3 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
共同募金会	0	360,000	360,000	0	
八王子市障害者日中活動系施設運営安定化事業補助金	0	4,602,600	4,602,600	0	
合計	0	5,268,000	5,268,000	0	

4 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	2,439,983			2,439,983	304,997	2,134,986
建物付属設備	70,897,613			70,897,613	11,253,705	59,643,908
車両運搬具	48,002			48,002	15,999	32,003
工具器具備品	2,698,307	130,000		2,828,307	1,178,083	1,650,224
合計	76,083,905	26,984,304		76,213,905	12,752,784	63,461,121

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費の按分方法等

自立生活体験室ステップが実施する障害者の地域生活支援事業、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援)、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業(短期入所)の常勤人件費は、事業収益割合に基づき按分しています。また、障害者の地域生活支援事業の体験宿泊と障害福祉サービス事業の短期入所は、その利用実績に基づき按分しています。